

扶養認定の手引き



提出書類

- ・ 被扶養者異動届
- ・ 扶養認定申請書(扶養状況届)
- ・ 添付書類

提出先

- ・ 事業所総務
(農中勤務者は農中人事部)

農林中央金庫健康保険組合

被扶養者の認定基準

『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める**被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族**であり、(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。

さらに同居(同一世帯)が要件とされる親族もあります。

同一世帯とは・・・

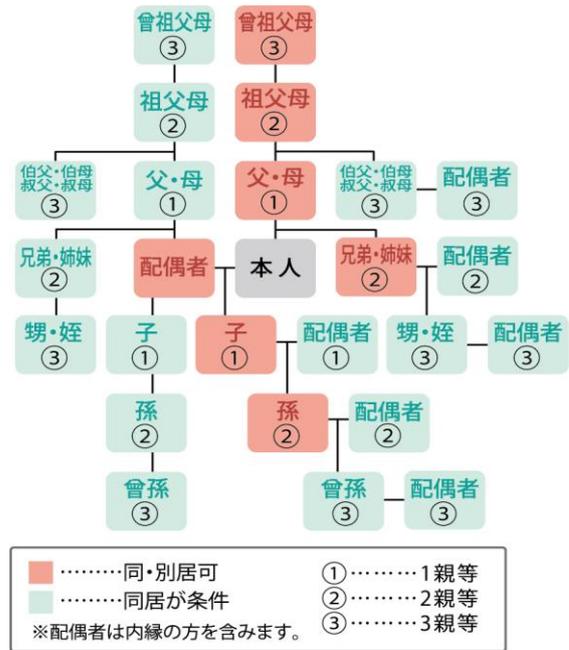
「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅や同居していても住民票を世帯分離している場合は、同一世帯とは認められません。

被扶養者が別居している場合・・・

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。

国内居住要件

日本国内に住所を有さない被扶養者は、原則として健康保険の被扶養者とは認められません。ただし「留学する学生」や「海外赴任に同行する家族」等はその例外となります。



認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により次の①②の両方の要件を満たしていることが必要です。

①被扶養者の年間収入

被扶養者の年齢など	年間収入*
60歳未満の場合	130万円未満
60歳以上の場合	180万円未満
障害者の場合	180万円未満

②被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

同居・別居	収入など*
被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること

*収入とは、すべての収入です。給与(交通費を含む)・事業・各種年金(公的・私的・その他)・利子・配当・不動産・雇用保険給付金・親族からの仕送りなどすべてを含みます。

夫婦共同扶養および優先扶養義務者について

夫婦共同扶養

夫婦共同扶養(夫婦双方に収入がある)の場合、厚生労働省の通知により原則として「年間収入の多いほうの被扶養者とする」とされています。

このため配偶者(夫または妻)を扶養せず、「子」を扶養している方について、被保険者が「子」の主たる生計維持者であるかを被保険者および被保険者の配偶者の証明書類または配偶者がいないことの申告により確認します。

共同扶養者(優先扶養義務者)

同一世帯に共同扶養者(優先扶養義務者)がいる場合は、その方と被保険者の収入を比較し多い方の被扶養者としてされています。

被保険者と被扶養者の続柄	共同扶養者(優先扶養義務者)
子	被保険者の配偶者
父・母	被保険者の配偶者・兄弟姉妹
兄弟姉妹	被保険者の父母・その他兄弟姉妹
祖父母	被保険者の祖父母・父母・兄弟姉妹
義父母・義兄弟姉妹	被保険者の配偶者・義父母・配偶者の兄弟姉妹
孫	孫の父母・被保険者の配偶者

添付書類一覧

状況によっては、これ以外にも必要に応じた書類を提出していただく場合があります

該当項目と続柄別にに応じた添付書類をご提出ください
 ◎…必須 ○…該当する場合 ―…提出不要

該当項目	続柄				書類名	発行元
	子			子以外		
	中学生以下	高校生以上の学生	学生以外			
全員提出	◎	◎	◎	◎	①認定対象者世帯全員の住民票[原本] (3ヶ月以内に発行されたもの)	市区町村役場
学生を除く16歳以上全員提出	―	―	◎	◎	②直近の所得証明書[原本]	市区町村役場
申請時現在、学生である方	―	◎	―	―	③学生証の両面[コピー]または 在学証明書[原本]	就学先
申請時現在、給与収入がある方	―	―	○	○	④直近6ヶ月分の給与明細書[コピー]	勤務先
申請時現在、年金収入がある方	―	―	○	○	⑤直近の年金振込通知書[コピー]または 年金額改定通知書[コピー]	日本年金機構等
申請時現在、給与・年金以外の収入がある方	―	―	○	○	⑥直近の確定申告書[コピー]および 収支内訳書[コピー]	税務署
退職をした方※1※2	―	―	○	○	⑦退職日の入った源泉徴収票[コピー] および離職票-1.2[原本]※3	元勤務先
雇用保険の受給を終了した方	―	―	○	○	⑧雇用保険受給資格者証の全ページ [コピー]	ハローワーク
廃業した方※1	―	―	○	○	⑨廃業届[コピー]	税務署
被保険者と認定対象者が別居している場合	―	―	○	○	⑩直近6ヶ月分の送金確認書類[コピー]	金融機関 等
被保険者が転籍や転職で当健康保険組合に加入する場合	○	○	○	―	⑪従前資格の健康保険資格喪失証明書 [原本]	従前の健康保険組合
被保険者の配偶者が当健康保険組合の被扶養者でない場合	○	○	○	―	⑫被保険者および配偶者の直近の 所得証明書[原本]※4	市区町村役場

※1 申請時現在収入がない方で、直近の所得証明書に収入金額の記載がある方は、退職や廃業したことが分かる書類をご提出ください
 (所得証明書の発行時期により一昨年の収入が記載される場合があります)

※2 雇用保険を受給中の方は、当健康保険組合の被扶養者となることはできません
 雇用保険の受給を延長している方は、退職日の入った源泉徴収票[コピー]および離職票-1.2[原本]、受給期間延長通知書[原本]を、
 雇用保険を受給しない方は、退職日の入った源泉徴収票[コピー]および離職票-1.2[原本]をご提出ください

※3 離職票-1.2は、必ず[原本]をご提出ください。内容を確認後返却いたします

※4 確定申告を行っている場合は、所得証明書に加えて直近の確定申告書[コピー]および収支内訳書[コピー]をご提出ください

添付書類②

⑦退職日の入った源泉徴収票 [コピー]および離職票-1.2[原本]

- ・退職日が確認できるもの
- ※「離職票-1.2」[原本]は内容確認後返却

⑧雇用保険受給資格者証の 全ページ[コピー]

- ・失業給付の受給を終了したことが確認できるもの

⑨廃業届[コピー]

- ・廃業日が確認できるもの
- ※「所得証明書」に事業収入が計上されているが、すでに廃業していることにより、その収入が継続していないことを確認

⑩直近6ヶ月分の送金確認書類 [コピー]

- ・振込人、振込先、振込日、振込金額が確認できる「振込明細」や「通帳」等

被保険者[●●●●]の通帳
●年●月～●月分の生活費

普通預金-1
(兼お借入明細)

年	月	日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備
1	0000-00-00	100		*8,768		*1,450,768	
2	0000-00-00	100		*60,000	㊦㊦㊦㊦	*1,390,768	
3	0000-00-00	100		*1,560		*1,349,208	
4	0000-00-00	100		*80,000	〇〇〇不動産	*1,249,208	
5	0000-00-00	100		*60,000	㊦㊦㊦㊦	*1,189,208	
6	0000-00-00	900		*650,000		*1,152,208	
7	0000-00-00	100			*200,000	*1,181,208	
8	0000-00-00	100				*1,782,208	
9	0000-00-00	100		*60,000	㊦㊦㊦㊦	*1,722,208	
10	0000-00-00	900			*740,000	*2,462,208	

⑪従前資格の 健康保険資格喪失証明書[原本]

- ・従前に加入していた健康保険(共済保険を含む)の資格を喪失したことが証明できるもの
- ・後日提出で可
- ※認定対象者の資格喪失証明書を提出

⑫被保険者および配偶者の直近の 所得証明書[原本]

- ・前年の1月～12月分の収入金額が証明されているもの
- ・確定申告を行っている場合は、「所得証明書」に加えて直近の「確定申告書」および「収支内訳書」を提出

よくある質問

認定基準

Q1 私(被保険者)の配偶者が会社を退職したのですが扶養家族になれますか？

A1 退職後将来に向かって収入がない、もしくは、年間130万円(60歳以上・障害者は180万円)以内の収入であると見込まれる場合は、扶養家族になることができます。ただし、雇用保険の失業給付を受給している期間は扶養家族にはなりません。認定申請の際には、認定対象者の状況により必要な添付書類があります。詳しくは、添付書類一覧をご確認ください。

Q2 私(被保険者)は、子供を扶養に入れています。今度育児休業を取得しますが、子供の扶養を夫に変更しなければなりませんか？

A2 子供の扶養を夫へ変更する必要はなく、被保険者が引き続き扶養をすることができます。但し、新たに誕生したお子様を加入する手続きを行う際は、被保険者と配偶者の収入を比較するため、被保険者および配偶者の所得証明書の提出が必要です。

Q3 私(被保険者)の配偶者は今年会社を退職し、退職金をもらっています。退職金等の一時所得は収入にあたるのでしょうか？

A3 退職金や生命保険金、株式・不動産売却による一時所得は、収入にあたりません。

健康保険上の収入とは、以下の①～⑦によるものです。

①勤労による収入(通勤費等の現物支給・非課税賃金も含む)

②事業収入(農業・商業・漁業・林業・原稿料・内職等)

③各種年金収入(厚生・国民・共済・遺族・障害・恩給)

④投資収入・利子収入・不動産賃貸および売買収入(継続的なもの)

⑤失業給付金・傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金・生活扶助料(生活保護法)

⑥認定対象者からみて被保険者を含む第三者からの送金(仕送り)

⑦その他生活費として充当できるもの

※健康保険上の収入は、税法上とは異なります。

Q4 私(被保険者)の母は、無収入です。無収入の場合であっても所得証明書は必要ですか？

A4 「収入がないこと」を確認するための公的書類として、被扶養者の「所得証明書」が必要です。なお、収入がない場合は、所得証明書の収入金額欄が「*」や「-」空欄にて記載される場合がありますが、そちらをご提出ください。

所得証明書

Q5 私(被保険者)の配偶者は、パート収入があり、手元に直近の「源泉徴収票」があります。

「所得証明書」の代わりに、「源泉徴収票」を提出しても良いですか？

A5 「源泉徴収票」では、年金収入や不動産収入等、給与収入以外の収入を確認することができないため、「所得証明書」をご提出ください。

Q6 私(被保険者)の配偶者は今年の10月に引越しました。「所得証明書」はどこで取得できますか？

A6 お手数ですが、引越し前の(今年1月1日時点で「住民票」のあった住所)市区町村役場で取得してください。なお、市区町村役場によっては、郵送による書類の取得が可能です。

詳しくは、お住まいであった地域の市区町村役場までお問い合わせください。

年金

Q7 年金の「お知らせハガキ」をなくしてしまったのですが、どうすればよいですか？

A7 発行元となる日本年金機構等に再発行を依頼し、必ずご提出ください。

送金

Q8 「送金確認書類」とは何ですか？どこで取得できますか？

A8 被保険者から認定対象者へ送金の事実が確認できるものを「送金確認書類」としております。振込人、振込先、振込日、振込金額の分かるものをご提出ください。例) 通帳コピー等